

確定申告で障害者控除を受けるための認定書を発行します

身体障害者手帳等をお持ちでなくても、65歳以上の寝たきりなどの高齢者の方で、障がいをお持ちの方と同等と認められる場合は、障害者控除・特別障害者控除を行う税法上の制度があります。

町では障害者控除等の対象となる場合には、確定申告で利用していただく認定書を交付いたします。お気軽に窓口までお問い合わせください。

判定の基準	「認知症高齢者の日常生活自立度（認知症度）」と「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」により判定します	
確認方法	介護保険の認定を受けている方	介護認定時の主治医意見書で確認します
	「 受けていない方	医師意見書を提出いただき確認します
申請場所	仁多庁舎 健康福祉課 または 横田庁舎 町民課	
申請期間	平成23年1月4日～3月15日	
申請に必要なもの	介護保険被保険者証、印鑑 医師意見書（介護保険の認定を受けていない方のみ。 事前に医師による記入が必要です。用紙は役場窓口にあります。）	

【お問い合わせ先】役場 健康福祉課 介護保険係 有線：31-5122 / 電話：54-2781

国保コーナー

国民健康保険にご加入の皆様へ 『もしも、交通事故にあっってしまったら・・・』

交通事故など、第三者による行為でけがなどを負った場合には、原則としてその医療費は加害者が負担すべきものです。

しかし、被保険者の皆さんが保険証を提示し医療機関で診察を受けられると、保険診療となるために、国民健康保険が一時的に医療費を立て替えることとなります。

このことにより、後日、国民健康保険が被害者に代わって医療費を加害者に請求することになりますので、交通事故などにあっって病院で診療を受けた場合には、必ず健康福祉課医療保険係まで届出をしてください。

<届出の手順>

警察に届け出る

交通事故にあったら、すみやかに警察に届け出て「事故証明書」をもらいます。

国民健康保険の窓口へ届け出る

国民健康保険の窓口へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

後日、その他必要書類の記入をお願いします。

届出の際に必要な書類

・印鑑 ・保険証 ・事故証明書（後日でも構いません）



示談の前に届出を

届出をされないで、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませてしまうと、第三者行為の対象とならない場合がありますので、示談の前に必ず届出をしてください。

国民健康保険以外の医療保険にご加入の皆さんは、それぞれご加入の保険者に届け出てください。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

役場健康福祉課 医療保険係（有線31-5121、電話54-2781）

町長への手紙

次のことにご留意のうえ、皆さんのアイデアや夢のあるご提案をお寄せください。

町政以外を対象としたご提案は、ご遠慮ください。

・他人の中傷や営利目的に使用しないでください。

・1回のご提案につき1テーマ300字程度までとし、簡潔に記入してください。

・頂いたご提案については、匿名により町の広報誌やホームページなどに概要を公表することがあります。

提案の方法

郵送.....下記用紙に記入のうえ、切り取って封をしてから投函してください。

記入欄が足りない場合は、別の用紙にご記入いただき、同封の上投函してください。
(切手は不要です。)

-----ここで折ってください。-----

-----切り取り-----

ご提案の内容について確認させていただく場合がありますので、ご住所・お名前・お電話番号をご記入ください。
ご住所・お名前のご記入がない場合には、対応いたしませんのでご了承ください。

(個人情報保護により、記載されたご住所・お名前などは、他の目的には使用しません。)

あなたの 〒
ご住所

(お電話番号 -)

お名前

男・女 [歳]

ご提案内容

-----切り取り-----

-----ここで折ってください。-----

-----ここで折ってください。-----

-----切り取り-----